

「《いわぎん》データ伝送サービスにおける振込等依頼書」のFAX送信廃止について

平素は《いわぎん》データ伝送サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊行では、お客さまの事務負担軽減ならびに「いわぎんグループSDGs宣言（2019年9月30日）」に基づくペーパーレスによる環境保全の観点から、「《いわぎん》データ伝送サービスにおける振込等依頼書」のFAX送信を廃止させていただきます。なお、弊行では引き続きお客さまから受信したデータを厳正に取り扱い、FAX送信廃止によりご不便、ご迷惑をお掛けすることの無い様サービスを提供してまいります。

詳細につきましては、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 廃止日

2023年12月29日（金）のファイル伝送分をもって廃止とさせていただきます。

2. ご留意いただきたい事項

これまで弊行では、データ送信時にお客さまから「《いわぎん》データ伝送サービスにおける振込等依頼書」をFAXで送信していただき、受信したデータと照合しておりましたが、お客さまの事務負担軽減ならびにペーパーレスによる環境保全の観点から、FAX送信の取扱いを廃止いたします。

廃止日後は、送信いただきましたデータに基づいて振込・振替処理を行いますので、お客さまにおかれましては、送信結果画面等により、送信データの内容および正常送信となっていることを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

万が一、送信異常となった場合や送信結果がご不明な場合は、お取引店までご連絡願います。なお、送信データの取消・停止に伴うお手続きは従来同様となります。

3. 《いわぎん》データ伝送サービス(AnserDATAPORT)をご契約いただいているお客さまについて

本件に伴いまして、ご利用規定を一部改定させていただきます。詳細は次ページをご参照ください。

また、ご利用規定の全文は[弊行ホームページ](#)に掲載しております。

以 上

《いわぎん》データ伝送サービス(AnserDATAPORT)ご利用規定の一部改定について

2024年1月4日より、ご利用規定を下記の通り一部改定いたします。

【改定内容】

改定前	改定後（下線部分について変更）
<p>第3条 本人確認等</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、事前に当行所定の方法により、パスワード、ファイルアクセスキー、照合識別コード（以下これらを総称して「パスワード等」といいます。）を届け出るものとします。</p> <p>（以下、変更なし）</p>	<p>第3条 本人確認等</p> <p>(1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、事前に当行所定の方法により、パスワード、ファイルアクセスキー（以下これらを総称して「パスワード等」といいます。）を届け出るものとします。加えて、<u>照合識別機能を利用する場合には照合識別コードを届け出るものとします。</u></p> <p>（以下、省略）</p>
<p>第4条 総合振込の取扱い</p> <p>(4) 本サービスにより総合振込を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、振込指定日前営業日午後1時30分までに、別途、当該依頼データと取引内容（振込指定日・件数・金額等）の照合を行うための当行所定のデータ（以下「照合データ」といいます。）を送信または「《いわぎん》データ伝送サービスにかかる振込等依頼書」（以下「依頼書」といいます。）を当行にファクシミリで送信し、取引依頼の承認を行うものとします。</p> <p>(5) 現行通り</p> <p>(6) 契約者が、第4項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第7条に規定する「組戻」により取扱うものとします。</p>	<p>第4条 総合振込の取扱い</p> <p>(4) 本サービスにより総合振込を依頼する場合には、契約者は<u>振込指定日前営業日午後1時30分までに依頼データを当行に送信するものとします。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 契約者が<u>送信した依頼データ</u>を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、<u>第8条</u>に規定する「組戻」により取扱うものとします。</p>
<p>第5条 給与振込・賞与振込の取扱い</p> <p>(5) 本サービスにより給与振込等を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、振込指定日3営業日前の午後1時30分までに、別途、当行に照合データを送信または依頼書をファクシミリで送信し、取引依頼の承認を行うものとします。</p> <p>(6) 現行通り</p> <p>(7) 契約者が、第5項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第7条に規定する「組戻」により取扱うものとします。</p>	<p>第5条 給与振込・賞与振込の取扱い</p> <p>(5) 本サービスにより給与振込等を依頼する場合には、契約者は<u>振込指定日3営業日前の午後1時30分までに依頼データを当行に送信するものとします。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 契約者が<u>送信した依頼データ</u>を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、<u>第8条</u>に規定する「組戻」により取扱うものとします。</p>
<p>第6条 口座振替の取扱い</p> <p>(4) 本サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時までに、別途、当行に照合データを送信または依頼書をファクシミリで送信し、取引依頼の承認を行うものとします。</p> <p>(5) 契約者が、前項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。</p>	<p>第6条 口座振替の取扱い</p> <p>(4) 本サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、契約者は<u>当行所定の日時までに依頼データを当行に送信するものとします。</u></p> <p>(5) 契約者が<u>送信した依頼データ</u>を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。</p>

【本件に関するお問い合わせ先】

《いわぎん》E Bサービスセンター

フリーダイヤル 0120-778-626

平日 9:00~17:00（銀行休業日は除く）